

議第 3 号

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 4 日 提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

(提案理由)

公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行により、公益信託については、主務官庁による許可・監督制が廃止され、知事が合議制の機関（公益認定等審議会）の意見に基づき認可する制度が創設されることになったため。

<根拠法令>

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

第二条から第六条まで 略

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

公益信託に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

- ・教育長に委任する教育事務から「公益信託の引受けの許可に関すること」を削除（第1条第1項第19号）
- ・上記に伴う条項の整理（第5条第1項第5号）

3 施行日

令和8年4月1日

教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十五号）新旧対照表

（新）

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十八まで 略

十九 略

2 略

第二条から第四条まで 略

第五条 教育長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事務を常時専決することができる。この場合においては、教育委員会に報告することを要しない。

一から四まで 略

五 第一条第一項第十四号、第十五号、第十八号及び第十九号 に掲げる事

六 項

略

2 略

付則 略

（旧）

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十八まで 略

十九 公益信託の引受けの許可に関すること。

二十 略

2 略

第二条から第四条まで 略

第五条 教育長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事務を常時専決することができる。この場合においては、教育委員会に報告することを要しない。

一から四まで 略

五 第一条第一項第十四号、第十五号及び第十八号から第二十号までに掲げる事

六 項

略

2 略

付則 略